

一般社団法人日本脳神経外科コンgres 役員等の旅費に関する規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本脳神経外科コンgres(以下「本学会」という)の役員等の旅費に関し、必要な事項を定めるものとする。

(役員等の定義)

第2条 役員等とは、理事、監事、学術集会を担当する学会長、各種委員会の委員、会務として会議に出席、セミナー等の講師又は学術集会に運営に従事する本学会の会員である者をいう。

(適用範囲)

第3条 この規程は、本学会の会計区分のすべてについて適用する。

(旅費の範囲)

第4条 旅費の種類は、次の2種類とする。

- ① 国内出張旅費
- ② 外国出張旅費

2 旅費の内容は、交通費及び宿泊費とする。

(旅費の支給)

第5条 本学会の役員等が出張したときは、当該役員等に対し旅費を支給する。

(旅費の計算)

第6条 旅費は、実費を支給するものとする。

- 2 役員等の移動は原則として公共交通機関を利用するものとし、役員等の所属機関の所在地の最寄駅から、業務遂行上最も経済的な経路及び方法によって計算する。ただし、業務の都合又は天災、交通事故その他やむを得ない事由で予定の順路によることができなかったときは、実際に経過した経路及び方法によって計算する。

(旅費の精算)

第7条 旅費の精算は、別に定める書類を事務局に提出することにより行う。

- 2 旅費の支払は、原則として銀行振込により行う。
- 3 旅費の清算は、出張が終了した日の翌日から起算して1ヵ月以内に行わなければならない

(旅費の分担)

第8条 旅費の全部又は一部について他の団体から支給される場合には、この規程により計算された金額との差額を支給する。

(学術集会開催時の旅費)

第9条 本学会の学術集会ならびに本学会と密接な関係がある学会等の学術集会時に行われる会議については、役員等の出席者には旅費を支給しない。

- 2 前項に掲げる本学会と密接に関係がある学会等の学術集会の範囲は、代表理事が別に定めるものとする。

(ポイント等の取扱い)

第10条 役員等が旅費を支払う際は、役員等が保有するポイント、マイル、クーポンその他これらに類する割引制度(以下「ポイント等」という。)を使用してはならない。

- 2 役員等がポイント等を使用して旅費を支払った場合であっても、本学会が精算する金額は、ポイント等使用後に実際に支払った金額を上限とし、使用したポイント等に相当する金額は精算しない。

第2章 国内出張旅費

(鉄道賃)

第11条 鉄道賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃、特急料金及び指定席料金とする。
ただし、当該鉄道賃の実費額が2,000円に満たない場合には、2,000円を支給するものとする。

- ① 旅客運賃は、その乗車に要する料金とする。
- ② 特急料金および指定席料金は、出張の場合、業務上必要がある場合に限る。
- ③ グリーン車料金は、役員が出張の場合で、代表理事が業務上必要があると認めた場合に限る。

(航空賃)

第12条 他の交通機関に比べ、運賃、出張日数等の短縮等経済的かつ合理的な事由がある場合、または業務上必要がある場合は、航空機の利用を認める。

- 2 航空賃の額は、日本航空株式会社又は全日本空輸株式会社の運賃表に掲げる普通運賃を上限として、その搭乗に要する運賃の実費の額による。
- 3 前項に掲げる上限の範囲内の金額に限り、プレミアムエコノミークラスその他の特別席の使用を認めるものとする。
- 4 航空賃の精算は、出張を行った者から航空機の搭乗券の提出をもって航空機の使

用を確認するものとする。

- 5 航空機を利用できる地域等については、代表理事が別に定めるものとする。

(車賃)

第13条 バス賃については、実費を支給する。

- 2 タクシー賃については、業務上特に必要と認めた場合に限り、その実費を支給する。

(宿泊料)

第14条 会議等の終了後に、所属先最寄り駅への到着が午後 10 時 30 分を過ぎる場合には、原則としてその日の宿泊費を支給する。

- 2 所属先最寄り駅出発が午前 8 時より早い時間となる必要がある場合には、原則として前日の宿泊費を支給する。
- 3 宿泊費は実費支給を原則とし、室料、税及びサービス料を合計して一泊につき 20,000 円を上限とする。
- 4 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事情により一泊につき 20,000 円を超える宿泊費を要する場合には、代表理事が認めた場合に限り、一泊 20,000 円を超える宿泊費の支出を認めるものとする。

第3章 外国出張旅費

(鉄道賃等)

第15条 鉄道賃、航空賃、車賃については、国内出張旅費の区分に準じて支給する。

(宿泊費)

第16条 外国出張の宿泊費については、代表理事が別に定めるものとする。

(渡航手続費等)

第17条 外国の出張に伴い要する予防接種、旅券の交付手数料、障害旅行保険等の費用については、その支払った額を支給する。

- 2 その他必要と認められる経費については、代表理事が別に定める。

第4章 補則

(改廃)

第18条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(補則)

第19条 この規定に定めるもののほか、旅費に関し必要な事項は代表理事が別に定める。

附則 この規程は令和 5 年 5 月 18 日から施行する。

令和 8 年 10 月 20 日改正